

○蕨市在宅重度障害者手当支給条例施行規則

昭和55年3月29日規則第2号

改正

平成17年5月25日規則第31号

平成18年3月31日規則第30号

平成27年11月10日規則第45号

平成28年3月29日規則第35号

蕨市在宅重度障害者手当支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、蕨市在宅重度障害者手当支給条例（昭和55年蕨市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 条例第3条第2項に規定する受給資格の認定を受けようとする者は、蕨市在宅重度障害者手当支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、受給資格を認定し、申請者に対して蕨市在宅重度障害者手当支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(届出)

第4条 条例第4条第2項の届書は、蕨市在宅重度障害者手当受給資格喪失届（様式第3号）とする。

2 受給資格者は、支給申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに蕨市在宅重度障害者手当受給資格内容変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(支給時期)

第5条 蕨市在宅重度障害者手当（以下「手当」という。）は、毎年度7月、11月及び3月に分けて支給する。

(台帳の備付け)

第6条 手当の支給を明らかにするために、蕨市在宅重度障害者手当受給者台帳（様式第5号）を備え付けるものとする。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第30号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第35号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第6条関係）